

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

～待機施設までの国内移動費を補助対象経費に追加しました～

事業目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援します。
令和3年10月からは、公共交通機関の不利用が要請される入国後一定期間の待機施設までの国内移動費についても、補助対象経費に追加しました。(追加分については、令和3年4月1日に遡って適用します。)
なお、1人当たり及び1事業者当たりの上限額に変更はありません。

補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

※「特定活動」は別に定めるものに限る。

【対象となる外国人材の在留資格】

「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(※)」

補助対象経費 ・ 補助金額

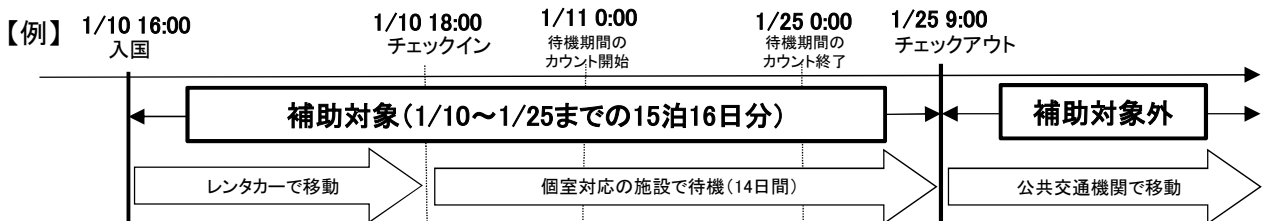
次に掲げる経費のうち、令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までの間に、外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日(月)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

入国分	外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1) 待機に係る宿泊費 (2) <u>公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費(車両借上費、燃料費、有料道路通行料金)</u>	(1): 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費、有料道路通行料金: 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費: 空港ごとの定額(別に定める空港以外の場合は、最短距離(km)×20円×4/5) ((1)及び(2)の合計が1人当たり上限 10万円)
帰国分	外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限 3万円)

上記、入国分及び帰国分を合わせて1事業者当たり100万円を上限とします(千円未満切り捨て)。

※ 国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。

※ 令和3年10月11日(月)現在、入国日を0(ゼロ)日目として、入国の次の日から起算して、最大14日間の待機及び公共交通機関の不利用が要請されています。要請された待機期間が14日間の場合は、15泊16日分が補助対象となります。



申請期間

申請期間は、補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から、2か月後の日(閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日)又は令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までです。

※ 令和3年4月1日(木)～10月11日(月)に完了した入国分に係る国内移動費の申請は、12月13日(月)まで受け付けます。

※ 本事業は執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。
「鹿児島県 外国人材受入支援 補助金」で検索してください。

申請方法

郵送又は持参

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。

※申請期限が迫っている場合はご持参ください。

提出書類

(1) 申請書及び請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類送付状（チェックシート） ・交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
(2) 補助金対象者名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者名簿（第2号様式）
(3) 補助対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等） ※ 監理団体等が立替払いした場合は、①「監理団体等から申請者宛に発行された領収書（明細書）」の写し及び②「監理団体等の支払先（宿泊施設等）から監理団体宛に発行された領収書（明細書）」の写しを添付 ※ ①、②のいずれかに必要事項が記載されている必要があります。	【車両借上費】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（借上車両、借上期間（借受日、返却日、借上日数）、1人当たりに必要な費用（※）、支払者、支払日）がわかるものの写し <small>※自社以外の外国人材が含まれる場合のみ</small> ・パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し（入国した空港等が確認できる部分）
	【有料道路通行料金】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（利用区間、利用期間、1人当たりに必要な費用（※）、支払者、支払日）がわかるものの写し（領収書や利用証明書の写し等） <small>※自社以外の外国人材が含まれる場合のみ</small> ・パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し（入国した空港等が確認できる部分）
	【宿泊費】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（利用した外国人材の氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たりに必要な費用、支払者、支払日）がわかるものの写し
	【PCR検査費及び陰性証明書発行費】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（検査受診者、検査日、検査機関名、1人当たりに必要な費用、支払者、支払日）がわかるものの写し <small>※外国人材個人が立替払いした場合は、①「検査機関から外国人材個人宛に発行された領収書（明細書）」の写し及び②「申立書」を添付</small> ・帰国日がわかる海外航空券や予約確定メール等の写し
	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項（検査受診者、検査日、検査機関名、1人当たりに必要な費用、支払者、支払日）がわかるものの写し
(4) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書
(5) 在留資格及び入国日を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し <small>※申請時点で在留カードの写しを手元にない場合は、パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し</small>
(6) 県内の事業所で雇用する又は雇用予定であることを証する書類	【技能実習生の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習計画認定通知書の写し及び技能実習計画認定申請書（第1～2面）の写し <small>※技能実習生ごとにすべて準備してください。</small>
	【特定技能や特定活動など指定書が交付されている場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・パスポートの指定書のページの写し及び雇用契約書の写し
	【その他の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格認定証明書の写し及び雇用契約書の写し
	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の表紙を開いた見開き等、カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページの写し
(7) 振込先口座が確認できる通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の表紙を開いた見開き等、カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページの写し

※上記以外で、補足書類の提出を求める場合があります。

申請先及びお問合せ先

鹿児島県 外国人材受入活躍支援課 補助金申請窓口

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3320(直通) 受付時間 9時～17時(土日祝・年末年始除く)